

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設成幸苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した後から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる求めることができます。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も、前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに郵送します。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し当該合計額を支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則として口座振替とし、振替日は毎月16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、理事長又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員・介護支援専門員に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

老人保健施設 成幸苑 【重要事項説明書】

(令和7年9月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・設置法人	医療法人 成幸会
・代表者氏名	中島 洋二
・施設名	老人保健施設 成幸苑
・開設年月日	平成4年5月1日
・所在地	山口県下松市新川二丁目1番1号
・電話番号	0833-41-7577
・ファックス番号	0833-44-8121
・管理者氏名	中島 洋二
・介護保険指定番号	3550780005 (介護老人保健施設)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【老人保健施設成幸苑の運営方針】

- ① 当施設は、要介護者・要支援者が、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下での介護、リハビリテーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ります。
- ② 当施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的にサービス提供を行います。
- ③ 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他関係機関等との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

<入所・短期入所療養介護>

従業者の職種	員 数	常 勤	非常勤	職務の内容
医 師	1 以上	1		病状・心身の状況に応じた日常的な医学的対応
看護職員	10 以上	11	3	医師の指示に基づく医療行為、サービス計画に基づく看護
介護職員	17 以上	14	8	サービス計画に基づく介護
理学療法士等	2 以上	5		リハビリ実施計画書の作成、リハビリの実施・指導
支援相談員	2 以上	4	1	相談への対応、必要な助言・援助
介護支援専門員	1 以上	2		施設サービス計画の作成
管理栄養士	2 以上	2		栄養ケア・マネジメント等栄養状態の管理

薬剤師	1 以上		1	医師の指示に基づく調剤、薬剤の管理
事務員	1 以上	2		請求事務・書類作成等

<通所リハビリテーション>

理学療法士等	2 以上	3		リハビリ実施計画書の作成、リハビリの実施・指導
介護職員	2 以上	2	1	サービス計画に基づく介護
医 師	1 以上	1		
支援相談員	2 以上	4	1	
管理栄養士	1 以上	1		*入所・短期入所と兼務
事務員	1 以上	1		

勤務体制

従業者の職種	勤務体制・時間帯		兼務状況(入所・短期入所/通所)
医 師	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
看護職員 介護職員	(日勤) 8:30~17:30	[5~10名]	入所・短期入所
	(日勤) 8:30~17:30	[2~3名]	通所
	(早出) 7:30~16:30	[3名]	入所・短期入所
	(遅出) 10:00~19:00	[4名]	入所・短期入所
	(夜勤) 17:00~9:00	[3名]	入所・短期入所
理学療法士等	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
支援相談員・事務員	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
介護支援専門員	8:30~17:30		入所
管理栄養士	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
薬剤師	8:30~17:30		入所・短期入所

(4) 入所定員等

- ・入所定員 80名
- ・療養室 個室：6室 2人室：2室 3人室：2室 4人室：16室

(5) 通所定員等

- ・通所定員 16名
- ・通常の事業の実施地域 下松市〔笠戸島・米川地区を除く〕※笠戸島本浦は実施可
- ・営業日及び営業時間 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日、8/14～16、12/31～1/3は休み）
8:30～17:30 [サービス提供時間：9:00～16:00]

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ④ 食 事・・・朝食 8:00 昼食 11:40 夕食 18:00 ※通所は昼食のみ
- ⑤ 入 浴・・・一般浴槽のほか利用者の身体状況に合わせ特別浴槽での対応も行います。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。但し利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。通所利用者は、利用日に入浴可能です。
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介 護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理（入所）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(①下松病院とは、実効性のある連携体制をとっており、県知事への届け出を行っています。)

- ・協力医療機関

- ① 下松病院

所在地 下松市新川二丁目1番1号 (併設) TEL 0833-41-2727
診療科 内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・リハビリテーション科
病床数 51床

- ② 周南記念病院

所在地 下松市生野屋南一丁目10番1号 TEL 0833-45-3330
診療科 内科・外科・消化器内科・消化器外科・整形外科・泌尿器科・形成外科・脳神経外科 他
病床数 一般 150床 回復期リハビリテーション 50床 地域包括ケア 50床

- ・協力歯科医療機関

- 花田歯科医院

所在地 下松市栄町一丁目8番21号 TEL 0833-41-5050

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用にあたっての留意事項

- ① 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。 [食事提供業務委託先：ソフト・ライフ株式会社]

- ② 面会

来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会簿にご記入ください。(面会の条件は、状況等により変更されます。)

- ③ 外出・外泊

外出・外泊の際には、事前に「外出・外泊届」を提出してください。

- ④ 喫煙・飲酒

施設内での喫煙・飲酒はできません。

- ⑤ 設備・備品の利用

施設内の設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

- ⑥ 所持品・貴重品の管理

所持品・貴重品は、個人において管理してください。入所の場合、保険証類は施設にてお預かりします。

- ⑦ 迷惑行為

他の利用者等の迷惑になる行為は慎んでください。

- ⑧ 宗教活動・政治活動・営利行為

敷地内で、他の利用者等に対する宗教活動・政治活動及び営利行為はご遠慮ください。

5 非常災害対策

非常時は、別途定める「医療法人成幸会消防計画」に則り対応を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー 非常階段 自動火災報知機 誘導灯 防火戸 防火シャッター

消火器 非常通報装置 他

- ・防火教育及び消防訓練

- ① 防火教育及び基本訓練 年2回以上

- ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上

- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

6 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

7 高齢者虐待防止に関する事項

当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と、その結果の従業者への周知徹底
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

8 感染症や災害発生時の対応

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための体制を構築します。

- ① 感染症対策の強化（感染防止対策委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知、指針の整備等）
- ② 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の定期的な実施等）
- ③ 災害への地域と連携した対応の強化

9 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として、支援相談員・介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。（TEL 0833-41-7577）

〈受付担当者〉 介護支援専門員 川崎 愛 尾中みどり
支援相談員 中島由美子 鶴原 康子 板垣 祐子
〈受付時間〉 8:30～17:30 (月曜日～土曜日 祝日除く)

また、保険者や国保連合会にも、相談受付窓口が設置されています。

・保険者 下松市長寿社会課介護保険係 下松市大手町三丁目3番3号 Tel 0833-45-1831
下松市地域包括支援センター 下松市大手町三丁目3番3号 Tel 0833-45-1838
・山口県国民健康保険団体連合会 山口市朝田1980番地7 Tel 083-995-1010

〈苦情処理の体制及び手順等〉

当施設の「苦情・要望処理業務規程」に則り、迅速かつ適切に対応いたします。

【利用者からの苦情等受付】 ⇒ 【苦情等の内容確認】 ⇒ 【解決案の提示・改善】 ⇒ 【経過・結果について記録】

介護保健施設サービスについて

(令和7年9月1日現在)

1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、1日でも早く家庭への復帰ができるように、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については、同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

※全て1割負担の場合で表示しています。負担割合が2割・3割の場合、表示金額の2倍・3倍の負担額となります。

〈施設サービス費〉

- ・介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって、自己負担額（利用料）が異なります。
- ・利用される療養室によって負担額が異なります。

	2～4人室	個室
要介護1	793円／日	717円／日
要介護2	843円／日	763円／日
要介護3	908円／日	828円／日
要介護4	961円／日	883円／日
要介護5	1,012円／日	932円／日

- ・以下の加算項目があります。

加算項目	金額	算定要件
夜勤職員配置加算	24円／日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす
短期集中リハビリテーション実施加算	258円／日	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、月1回ADL等の評価結果を厚生労働省に提出
在宅復帰在宅療養支援加算	51円／日	在宅復帰・在宅支援等指標40以上 地域貢献活動を実施
外泊時費用	362円／日	外泊時に施設サービス費に代える（月6日限度）

加算項目	金額	算定要件
ターミナルケア加算	72円／日 160円／日 910円／日 1,900円／日	医師より医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、説明・同意の上でターミナルケアに係る計画を作成し実施した場合 ※死亡日45日前～31日前 ※死亡日30日前～4日前 ※死亡日前々日、前日 ※死亡日
初期加算	30円／日	入所日から30日以内の期間について加算
再入所時栄養連携加算	200円／回	特別食を必要とする再入所者の、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成した場合
入所前後訪問指導加算	(I) 450円／回 (II) 480円／回	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、(I)退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針の決定を行った場合 (II)退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	400円／回	試行的な退所時に、入所者・家族等に退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	(I) 500円／回 (II) 250円／回	退所後の主治医に対し、診療状況・心身の状況・生活歴等を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合 (I)居宅・社会福祉施設等への退所(II)医療機関入院
入退所前連携加算	(I) 600円／回 (II) 400円／回	(I)イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 ロ 入所者の退所に先立って、利用を希望する居宅介護支援事業所に入所者の診療状況を示す文書を添えて情報提供し、居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用調整を行った場合 (II)ロの要件を満たした場合
訪問看護指示加算	300円／回	退所時に、施設医師が指定訪問看護等の利用が必要であると認め、指定訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算	50円／月	協力医療機関と実効性のある連携体制を構築(相談対応・診療体制の常時確保等) 入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催
栄養マネジメント強化加算	11円／日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、栄養状態・嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、変化を把握し問題がある場合は早期に対応した場合 ※栄養状態等の情報を厚生労働省に提出
経口移行加算	28円／日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合

加 算 項 目	金 額	算 定 要 件
経口維持加算	(I) 400円／月 (II) 100円／月	(I)摂食機能障害や誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、各職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合で、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合 (II)協力歯科医療機関を定めている場合で、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(I)に加えて算定
口腔衛生管理加算	110／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言・指導を行った場合 口腔衛生管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出
療養食加算	6円／回	年齢や心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合(1日につき3回限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(I) 140円／回 (I) 70円／回 (II) 240円／回 (III) 100円／回	(I)①〈入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合〉入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所後1月以内に主治医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを説明し合意を得て、入所中に処方の内容を総合的に評価・調整、退所時に主治医に入所者の状態・処方内容等の情報提供を行った場合 (I)②〈施設において薬剤を評価・調整した場合〉入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設において服用薬剤の総合的な評価・調整を行い、療養上必要な指導を行った場合 (II)(I)①又は②を算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出した場合 (III)IIを算定した上で、退所時に処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた種類に比べ1種類以上減少している場合
緊急時治療管理	518円／日	病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合(月3日限度)
所定疾患施設療養費	480円／日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(月10日限度) 診断及び診断に至った根拠・診断日・投薬・検査・注射・処置等の内容等を診療録に記載 医師が感染症対策に関する研修を受講
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) 53円／月 (II) 33円／月	入所者ごとに、リハビリテーション計画の内容等の情報、口腔の健康状態・栄養状態に関する情報を、関係職種が相互に共有した場合 リハビリテーション実施計画書の内容等を厚生労働省に提出(II-口腔衛生管理加算なし)

加 算 項 目	金 額	算 定 要 件
褥瘡マネジメント加算	(I) 3円／月 (II) 13円／月	(I)入所時に褥瘡の有無を確認すると共に、褥瘡の発生と関連のあるリスクを評価し、評価結果等を厚生労働省に提出 褥瘡発生リスクのある入所者ごとに関係職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合 (II)(I)の要件を満たし、褥瘡の認められた入所者等の当該褥瘡が治癒した場合、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算	(I) 10円／月 (II) 15円／月 (III) 20円／月	(I)排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師・看護師が入所時等に評価すると共に、3月に1回評価を行い、結果を厚生労働省に提出 排せつに関する支援計画を作成し支援を継続して実施した場合 (II)(I)の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる入所者が、入所時と比較して排尿・排便状態の少なくとも一方が改善しいずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありからなしに改善した場合 又は、入所時に尿道カテーテルが留置されていた入所者の尿道カテーテルが抜去された場合 (III)(I)の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる入所者が、入所時と比較して排尿・排便状態の少なくとも一方が改善しいずれにも悪化がない、又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた入所者の尿道カテーテルが抜去された場合 かつ、おむつ使用ありからなしに改善した場合
科学的介護推進体制加算	(I) 40円／月 (II) 60円／月	(I)入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を3月に1回厚生労働省に提出した場合 (II)(I)に加えて疾病の状況や服薬情報等も提出した場合
安全対策体制加算	20円／回	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている(入所時に1回を限度)
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 10円／月 (II) 5円／月	(I)第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保 協力医療機関との間で感染症発生時等の対応を取り決め、連携し適切に対応 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加 (II)感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている
サービス提供体制強化加算	22円／日	勤続10年以上介護福祉士35%以上
介護職員等処遇改善加算	—	1月につき、所定単位数の7.5%を加算

*ここに記した加算項目に該当する場合は、説明・同意の上で算定させていただきます。

(2) その他の利用料

①食 費 1, 800円／日 (食材料費+調理費相当)

※食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が上限となります。

②居住費 437円／日 (2～4人室利用の場合ー光熱水費相当)

1, 760円／日 (個室利用の場合ー光熱水費相当+室料)

※居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が上限となります。

③電気器具使用料 56円／日 (税込) (テレビ・ラジオ等 1器具当たり)

110円／日 (税込) (電気毛布・電気あんか等 1器具当たり)

④洗濯料 87円／枚 (私物を洗濯した場合枚数に応じて)

⑤インフルエンザ予防接種等を希望された場合、別途自己負担金をいただきます。

※上記①食費及び②居住費について、所得の低い方には、負担が重くなりすぎないように所得の段階に応じた軽減があります。「介護保険負担限度額認定証」を市町村から交付されている方が対象となります。

○負担軽減の対象となる方 (利用者負担：第1段階～第3段階の方)

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階 ①	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階 ②	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方

○利用負担限度額

利用者負担段階	食 費	居 住 費	
		2～4人室	0円／日
第1段階	300円／日	個 室	550円／日
		2～4人室	430円／日
第2段階	390円／日	個 室	550円／日
		2～4人室	430円／日
第3段階	① 650円／日	2～4人室	430円／日
	② 1, 360円／日	個 室	1, 370円／日

*軽減措置の対象となる条件、内容の詳細、認定申請については、市町村の担当窓口にご相談下さい。

(3) 支払い方法

- 原則として、口座振替にてお支払いいただきます。毎月末締めで、翌月10日までに指定された住所へ請求書を郵送しますので、振替日(毎月16日、休業日の場合は翌営業日)までに、ご登録口座をご準備下さい。領収書は、翌月に請求書を郵送する際同封致します。
- 月途中に退所された場合は、窓口にて現金でのお支払いとなります。

個人情報の利用目的

(令和7年9月1日現在)

老人保健施設 成幸苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅（介護予防）サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

老人保健施設 成幸苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

〒

住 所

氏 名

〈利用者の身元引受人〉

〒

住 所

氏 名

老人保健施設 成幸苑
施設長 中島洋二 殿

【本約款第6条の請求書及び領収書の発行先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【入所時説明書】

入所者： 様

樣

説明担当者

当施設では入所者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、入所者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただいたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
 - 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
 - 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
 - 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
 - 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
 - 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
 - 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
 - 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
 - 日本人が生涯、癌に罹る確率は男性 60%、女性 40%（国立がん研究センター推計）であり、今後癌を発症する可能性もあります。
 - 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があり、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害をおこす可能性があります。

《医学的管理・服薬管理について》

- 当施設入所中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承下さい。
 - 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせていただくことがありますのでご了承下さい。

私は、上記項目について、入所者の貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

御家族

(続柄)